（様式　2-1）

**令和　　　年度　笠岡市道路アダプト事業にかかる合意書**

笠岡市道路アダプト事業の実施について，　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「活動団体」という。）と笠岡市(以下「市」という。)とは，次のとおり合意書を締結する。

（目的）

第１条　笠岡市道路アダプト事業（以下「事業」という。）は，市民や企業等が，地域の共有財産である

　　　　　市道の清掃美化のボランティア活動を通じて，市と協働による美しいまちづくりを推進すること

　　　　　を目的とする。

（実施期間）

第２条　事業の実施期間は，合意書を締結した日から令和　　　年　　　月　　　日までとする。

（対象区間）

第３条　事業の対象区間は次のとおりとする。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 路　線　名 |  | | の一部　（延長約 | |  | m） |
| 区間　起点 |  | 番地先～終点 | |  | | 番地先 |

（活動団体の役割）

第４条　活動団体は，対象区間の歩道，路肩及び植栽等については，年間２回以上清掃美化活動等

　　　　　を行い，常に道路を清潔で良好な状態に保つよう努めるものとする。

　　　２　活動団体は，対象区間において回収したゴミを市の分別及び収集方法に従って処理するもの

　　　　　とする。

（市の役割）

第５条　市は，活動団体の活動を支援するため，次に掲げる事項を実施するものとする。

　(１)　事業全体の連絡調整

　(２)　活動団体に対するゴミ袋の支給及び活動団体が回収したゴミの適切な収集処理

　(３)　活動団体の活動状況の広報等による積極的な周知

　(４)　活動団体に対する清掃用具等の支給

　(５)　活動団体の活動時における「笠岡市市民活動総合補償保険」による障害等の担保，ただし，

　　　　他の保険の適用を受ける場合はこの限りでない。

　(６)　その他活動団体の活動を支援するために必要と認められる事項

（作業の安全）

第６条　活動団体は，清掃美化活動を行うに当たっては，交通法令を遵守し，自己の責任において作

　　　　　業を行うとともに，安全に十分注意するものとする。

　　　２　活動団体の清掃美化活動その他事業の実施に係る活動中に発生した事故及び第三者との

　　　　　紛議について，市はその責任を負わないものとする。

（道路管理者の指示）

第７条　道路管理者である市は，道路管理上その他やむを得ない事情があるときは，活動団体が設置

　　　　　したフラワーポットや花壇又は植栽した樹木花卉の撤去を指示することができる。

（活動計画，活動実績の報告）

第８条　活動団体は，実施期間の属する各年度の初めまでに，当該年度の活動計画を市へ報告する

　　　　　ものとする。

　　　２　活動団体は，３月末日までに，当該年度の活動実績を市へ報告するものとする。

　　　３　活動団体は，第１１条の規定により合意書が解除されたときは，速やかに活動実績を市へ報

　　　　　告するものとする。

（事故等の報告）

第９条　活動団体は，清掃美化活動その他の事業の実施に係る活動中に事故等が発生したときは，

　　　　　直ちに道路管理者である市へ報告するものとする。

（異常の通報）

第１０条　活動団体は，対象区間内の道路及び道路施設に異常等を発見したときは，速やかに道路

　　　　　　管理者へ通報するものとする。

（合意書の解除）

第１１条　市は，活動団体がこの合意書の解除を申し出たとき，この合意書の内容を履行していない

　　　　　　と認められるとき，又は活動団体としてふさわしくないと認められるときは合意書を解除する

　　　　　　ことができる。

（疑義の解決）

第１２条　この合意書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は，活動団体並びに市が協議して定

　　　　　　めるものとする。

　この合意書の締結を証するため本書２通を作成し，活動団体，市が各々押印又は署名のうえ，各自

その１通を保有するものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 活動団体名称 |  | |
| 代表者住所 |  | |
| 代表者氏名 |  | 印 |
|  | | |
| 笠岡市中央町１番地の１ | | |
| 笠 岡 市 長　　栗　尾　　典　子 | | |

令和　　　年　　　月　　　日